

2 理学療法学科

(1) 教育理念および人材育成の目的

〈理学療法学科の教育理念〉

- ① 豊かな人間性と健全な社会性を有する理学療法士を養成する。
- ② 広い専門知識と技術を有し、対象者に対して適切な理学療法を施行できる人材を養成する。
- ③ 多職種と適切な連携をとり、地域社会に貢献できる人材を養成する。
- ④ 科学的な根拠に基づいて物事を思考できる人材を養成する。

〈人材育成の目的〉

- ① 社会における責務を果たす教養や能力を身に付け、医療人としての倫理観を醸成する。
- ② 基本的な医学知識と理学療法士としての専門的知識・技術を修得する。
- ③ 保健・医療・福祉における理学療法士の立場と関連する職種をよく理解し、周囲との連携を適切に図ることができる能力を修得する。また、理学療法士として社会や地域のニーズに応じて適切な対応ができる能力を修得する。
- ④ 職業人として自立し、教育・研究に関わる基礎的能力を修得する。

(2) 教育課程の構成と概要

上述の目的を達成するために理学療法学科の教育課程は、①教養科目、②専門基礎科目、③専門科目から構成されている。

① 教養科目

教養科目は人間と文化、社会と制度、自然と科学、外国語、スポーツと健康、総合領域の6分野から構成される。自然と科学の分野においては、科学的思考の基盤を培うとともに、情報処理能力やプレゼンテーションの技術を養う。人間と文化、社会と制度、スポーツと健康の分野においては、人間としての尊厳を倫理面のみならず、制度・経済、文化等多角的な視点から理解を深める。外国語は外国語学部を併設することの利点を生かし、実践に即した英語の科目として「英語Ⅰ～Ⅲ」を開講させるとともに、北海道文教大学の地域的特性から「中国語」や「ロシア語」を選択科目として設けている。

② 専門基礎科目

専門基礎科目は専門科目における知識や技術を習得するための基盤となるものであり、〈人体の構造と機能および心身の発達〉、〈疾病と障害の成り立ちおよび回復過程の促進〉、〈保健・医療・福祉とリハビリテーションの理念〉を教育内容としている。

〈人体の構造と機能および心身の発達〉では、人体の構造や機能を系統的に理解するとともに、実習科目を多く配当することで基本的な解剖・生理学的知識の修得を図る。〈疾病と障害の成り立ちおよび回復過程の促進〉では主要疾患の成因、病態、診断、治療法を理解する。さらに「臨床栄養学」を選択科目として設けることにより、食生活や栄養面との関連を理解することで、本学の独自性を示すとともに、今後ニーズが増える栄養サポートチーム(NST)、並びに、居宅でのケアやリハビリテーションに対応できるように配慮した。〈保健・医療・福祉とリハビリテーションの理念〉では、現代社会における社会保障の理念や意義を体系的に学ぶとともに、リハビリテーション概念を包括的に理解し、公衆衛生の基本的な考え方を理解する。

③ 専門科目

「専門科目」は、理学療法士としての専門性を高めるために必要とされる「基礎理学療法学」「理学療法評価学」「理学療法治療学」「地域理学療法学」「臨床実習」の5つの分野から構成される。

「基礎理学療法学」では、理学療法の概要と基本を学ぶとともに、「理学療法研究セミナー」や「理学療法研究」では、科学的根拠に基づいた理学療法実践の方法論を学ぶとともに、リサーチ・マインドをもった理学療法士を育成する。

「理学療法評価学」では、理学療法の現場で必要とされる評価の意味、目的、内容、およびその技術を体系的に学ぶ。

「理学療法治療学」では各種疾患に対する理学療法の理論と実際を修得するとともにチーム医療の一員として医療に当たることの重要性を学習する。科目は物理療法、基礎運動療法、義肢装具、運動器障害、神経障

害、内部障害、発達障害、日常生活活動の各専門領域科目がある。さらに最新の医学・医療・理学療法に関する知見と科学的なものを見方を養うために「理学療法総合セミナー」や「理学療法技術セミナー」を設け、統合的な演習・実習を展開する。

「地域理学療法学」では、リハビリテーション治療の対象者を取り巻く制度・政策や生活環境、その地域における社会資源について修得し、地域社会に根ざした理学療法士としてのあり方を学ぶ。

「臨床実習」では医療従事者としての基本的な遵守事項を身につけるとともに、理学療法の実践に必要な情報収集能力の修得、その統合と解釈の仕方、治療計画の立案、基本的な理学療法の実施ができるように教育する。

(3) 履修の方法

① 選択科目の履修方法

選択科目は教養科目37単位（海外・研修Ⅰ～Ⅳを含む）、専門基礎科目6単位、専門科目2単位の合計45単位で構成されている。ただし年次によって選択科目の構成配分が定められているため計画的に履修することが必要である。1年次から2年次の進級要件は選択科目9単位以上となっているが、卒業に必要な単位数の20単位以上を履修するためには、選択科目が多く配分されている1年次に多くの選択科目の履修を勧める。また選択科目は履修希望学生が少ない場合、非開講となる可能性もあるので、できるだけ1～2年次に必要単位数を修得することを勧める。

選択科目の年次配分表

	教養科目	専門基礎科目	専門科目	計
1年次	17科目	1科目	/	18科目
	26単位	1単位		27単位
2年次	3科目	3科目	/	6科目
	5単位	4単位		9単位
3年次	/	1科目	1科目	2科目
		1単位	1単位	2単位
4年次	/	/	1科目	1科目
			1単位	1単位
全学年 (海外・研修Ⅰ～Ⅳ)	4科目	/	/	4科目
	6単位			6単位
選択科目 単位計	24科目	5科目	2科目	31科目
	37単位	6単位	2単位	45単位

卒業に必要な単位数

	教養科目	専門基礎科目	専門科目
必修科目	5単位	38単位	61単位
選択科目	20単位以上		
卒業必要単位数合計	124単位以上		

推奨する選択科目

	前期	後期
1年生	文章表現 心理学概論 現代医療と福祉・介護 生命科学 情報処理 物理学 英語 I 生涯スポーツ I 公衆衛生学	生活と社会環境 統計の基礎 英語 II 生涯スポーツ II
2年生	精神医学 II 臨床栄養学	リハビリテーション障害学
3年生	薬理学	理学療法技術セミナー II
4年生		理学療法技術セミナー III

② 臨床実習について

臨床実習では、病院等の医療機関（実習施設）において、実際の治療場面に携わっている理学療法士（臨床実習指導者）から必要な知識、技術指導等を受ける。具体的には各学生は下表の5科目を4年間に最低5ヶ所の実習施設で計18単位履修する。この実習は必修科目であり、理学療法士の国家試験を受験するにあたって必要な単位である。

臨床実習の年次表

授業科目	単位数（必修）	配当年次および学期	実習期間
臨床実習 I	1	1年・後期	1週間
臨床実習 II	2	2年・後期	2週間
臨床実習 III	3	3年・後期	3週間
臨床実習 IV	6	4年・前期	6週間
臨床実習 V	6	4年・前期	6週間

(i) 臨床実習履修要件

- 臨床実習 II を履修するにあたっては、臨床実習 I、理学療法評価学 I および II、理学療法評価学実習 I および II が修得または修得が見込まれていること
- 臨床実習 III を履修するにあたっては、3年次までの必修科目がすべて修得または修得が見込まれていること
- 臨床実習 V を履修するにあたっては、臨床実習 IV の修得が見込まれていること

(ii) 臨床実習（専門科目）の位置づけ

臨床実習は、各配当年次における専門科目等の知識および技術を修得した上で医療機関等の学外施設で学ぶことになる。したがって、校内授業における他の必修科目と異なり、臨床実習指導者からの評価がある。評価の対象は、理学療法の知識および技術のみではなく、理学療法士の資質としての広い社会性なども含まれる。

(iii) 臨床実習に対する心構え

臨床実習は、実習施設および臨床実習指導者の多大なる協力により成り立っている。臨床実習指導者には、多忙な業務の中で貴重な時間を割いて頂き「学生指導」をお願いしていることを充分理解し、また協力してくださる患者の方々にも感謝して真摯な態度で実習をしなければならない。なお、臨床実習に先だっで行われる「オリエンテーション・説明会」その後の「実習成果報告・発表会」には必ず出席しなければならない。

(iv) 臨床実習に関わる費用

臨床実習において交通費、宿泊費等の費用負担は原則として、自己負担である。

(v) 臨床実習における連絡先の届け出

臨床実習などにおいて、事故等により緊急連絡が必要となる場合に備え、学生は連絡先をあらかじめ学
年担任に届け出るものとする。なお、連絡先の情報等は、目的外に使用しない。

(4) 進級要件

① 1年生から2年生への進級

1年次に配当されている必修科目25単位の全ておよび1年次に配当されている9単位以上の選択科目を認
定されなければ原則として2年生へ進級することはできない。

② 2年生から3年生への進級

2年次までに配当されている必修科目54単位の全ておよび2年次までに配当されている17単位以上の選択
科目を認定されなければ原則として3年生へ進級することはできない。

③ 3年生から4年生への進級

3年次までに配当されている必修科目89単位の全ておよび3年次までに配当されている19単位以上の選択
科目を認定されなければ4年生へ進級することはできない。

注意事項

単位認定については、学生便覧に記載されているように、授業欠席回数が授業回数の3分の1を超える(例：
15回授業では6回以上、12回授業では5回以上、8回授業では3回以上の欠席)と評価対象外となり不合格が
確定する。また、正当な理由のない遅刻・早退は3回で1回の欠席扱いとなる。

(5) 卒業要件

卒業には必修科目(教養科目5単位+専門基礎科目38単位+専門科目61単位=104単位)および選択科目(20単
位以上)の計124単位以上の認定を必要とする。

(6) 取得可能な資格

理学療法士国家試験受験資格(卒業見込みとならない者は、理学療法士国家試験受験資格を与えられない)